



在宅勤務に専念できる

個室がある **46.6%**

R4年度住宅市場動向調査の結果のまとめ

出典：国交省

mlit.go.jp/report/press/content/0016_10297pdt

■在宅勤務の個室のスペース

- ・在宅勤務に専念できる個室がある・・・46.6%
- ・ 〃 仕切られたスペースがある・・・9.5%
- ・仕切られていないが在宅勤務に専念できるスペースがある・・・・・・・・・・23.1%
- ・在宅勤務に専念できる個室やスペースなどはない・・・・・・・・・・20.1%
- ・無回答・・・・・・・・・・0.7%

■住み替え・建て替え後の高齢者対応設備への対応状況 -注文住宅の変化-

二重サッシ・複層ガラス窓の設置 **82.1%**

①手すり

	H30年度	R4年度
住み替え 建て替え前	18.1%	22.8%
住み替え 建て替え後	57.5%	53.9%

②段差のない室内

	H30年度	R4年度
住み替え 建て替え前	15.3%	16.4%
住み替え 建て替え後	56.6%	52.8%

③廊下の幅（車いすが通れる）

	H30年度	R4年度
住み替え 建て替え前	10.8%	41.8%
住み替え 建て替え後	11.2%	40.7%

④浴室・トイレの暖房設備

	H30年度	R4年度
住み替え 建て替え前	12.7%	17.2%
住み替え 建て替え後	53.3%	52.4%

①～④すべて満たす世帯数

	H30年度	R4年度
住み替え 建て替え前	2.1%	2.7%
住み替え 建て替え後	19.0%	17.5%

⑤二重サッシ・複層ガラスの窓

	H30年度	R4年度
住み替え 建て替え前	17.2%	19.9%
住み替え 建て替え後	81.6%	82.1%

⑥太陽光発電設置

	H30年度	R4年度
住み替え 建て替え前	2.8%	3.7%
住み替え 建て替え後	41.3%	41.9%

「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」を策定しました

出典：国土交通省令和5年6月2日報道発表より
https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000687.html

1. 背景・趣旨

2024年4月に、トラックドライバーの長時間労働の改善に向け、トラックドライバーの時間外労働の上限が年間960時間となります。他方で、物流の適正化・生産性向上について対策を講じなければ、2024年度には輸送能力が約14%不足し、さらに、このまま推移すれば2030年度には約34%不足すると推計されています（いわゆる「物流の2024年問題」）。

こうした中で、政府においては、本日、「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」において、「物流革新に向けた政策パッケージ」を取りまとめ、同「政策パッケージ」に基づく施策の一環として、経済産業省、農林水産省、国土交通省は、発荷主企業・着荷主企業・物流事業者が早急に取り組むべき事項をまとめた「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」を策定いたしました。

2. ガイドラインのポイント

ガイドラインでは、トラックドライバーの1運行あたりの荷待ち、荷役作業等にかかる時間が計約3時間となっていることから、これを各荷主事業者の取組によって1時間以上短縮し、2時間以内とするため、発荷主事業者及び着荷主事業者に対して、荷待ちや荷役作業等にかかる時間を把握した上、それらの時間を2時間以内とし、これを達成した場合や、既に2時間以内となっている場合には、1時間以内を目標に更なる時間の短縮に努めることや、物流への負担となる商慣行の是正や、運送契約の適正化について定めています。

「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン概要」

(1) 実施が必要な事項

- ・荷待ち時間・荷役作業等に係る時間の把握
- ・荷待ち・荷役作業等時間
2時間以内ルール/1時間以内努力目標

(2) 実施することが推奨される事項

- ・予約受付システムの導入
- ・パレット等の活用
- ・検品の効率化・検品水準の適正化

1. 発荷主事業者・着荷主事業者に共通する取組事項

- ・物流管理統括者の選定
- ・物流の改善提案と協力
- ・運送契約の書面化 等
- ・物流システムや資機材(パレット等)の標準化
- ・共同輸配送の推進等による積載率の向上
- ・荷役作業時の安全対策 等

(1) 実施が必要な事項

- ・出荷に合わせた生産・荷造り等

(2) 実施することが推奨される事項

- ・出荷情報等の事前提供
- ・物流コストの可視化

2. 発荷主事業者としての取組事項

- ・運送を考慮した出荷予定時刻の設定
- ・発送量の適正化 等

(1) 実施が必要な事項

- ・納品リードタイムの確保

(2) 実施することが推奨される事項

- ・発注の適正化

3. 着荷主事業者としての取組事項

- ・巡回集荷(ミルクラン方式) 等

(1) 実施が必要な事項

○共通事項

- ・業務時間の把握・分析
- ・長時間労働の抑制
- ・運送契約の書面化 等

(2) 実施することが推奨される事項

○共通事項

- ・物流システムや資機材(パレット等)の標準化
- ・賃金水準向上

4. 物流事業者の取組事項

○個別事項（運送モード等に応じた事項）

- ・荷待ち時間や荷役作業等の実態の把握
- ・トラック運送業における多重下請構造の是正
- ・「標準的な運賃」の積極的な活用

○個別事項（運送モード等に応じた事項）

- ・倉庫内業務の効率化
- ・モーダルシフト、モーダルコンビネーションの促進
- ・作業負荷軽減等による労働環境の改善 等

5. 業界特性に応じた独自の取組

業界特性に応じて、代替となる取組や合意した事項を設定して実施する。

③発荷主事業者側の施設の改善

荷待ち・荷役作業等の時間の削減に資するよう、倉庫等の物流施設の集約、新設・増設、レイアウト変更等、必要な改善を実施する。

④混雑時を避けた出荷

道路が渋滞する時間や混雑時間を避け、出荷時間を分散させる。

⑤発送量の適正化

荷待ち時間を削減するとともに運行効率を向上させるため、日内波動（例、朝納品の集中）や曜日波動、月波動などの繁閑差の平準化や、隔日配送化、定曜日配送化等の納品日の集約等を通じて発送量を適正化する。

発荷主事業者としての取組事項について以下にその詳細を抜粋しました。

（1）実施が必要な事項

■物流業務の効率化・合理化

①出荷に合わせた生産・荷造り等

出荷時の順序や荷姿を想定した生産・荷造り等を行い、荷役時間を短縮する。

②運送を考慮した出荷予定時刻の設定

トラック運転者が輸配送先まで適切に休憩を取りつつ運行することが可能なスケジュールが組めるよう出荷予定時刻を設定する。

（2）実施することが推奨される事項

■物流業務の効率化・合理化

①出荷情報等の事前提供

貨物を発送する場合に、物流事業者や着荷主事業者の準備時間を確保するため、出荷情報等を早期に提供する。例えば、出荷オーダー確定が当日になった場合、輸送手段を見込みで確保する必要が生じ、急な輸配送依頼や荷待ち時間の発生につながるため、可能な限り出荷の前日以前に出荷オーダーを行う。

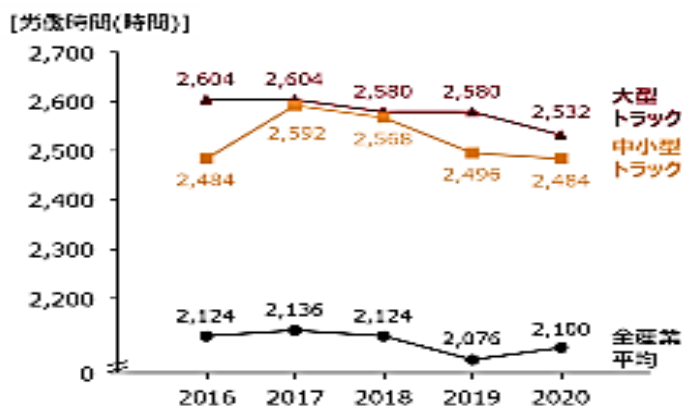
②物流コストの可視化

着荷主事業者との商取引において、基準となる物流サービス水準を明確化し、物流サービスの高低に応じて物流コスト分を上下させるメニュープライシング等の取組を実施し、物流効率に配慮した着荷主事業者の発注を促す。

《資料》持続可能な物流の実現に向けた検討会資料より

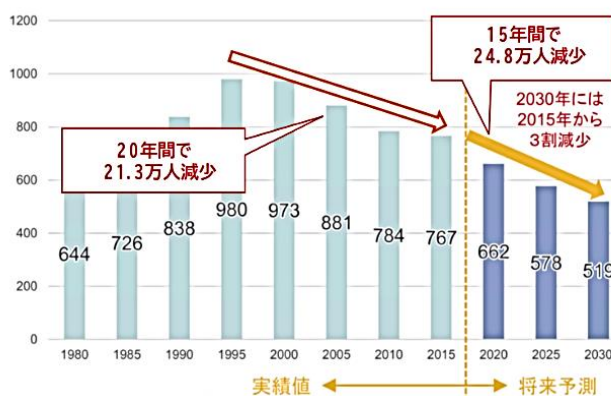
<https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/content/001514680.pdf>

トラックドライバーの年間労働時間



（出典）国土交通省「トラックドライバーの労働時間調査報告書」

道路貨物運送業の運転従事者数の推移



（出典）日本ロジスティクスシステム協会（JILS）「ロジスティクスコンセプト2030」2020年2月